

令和2年度 潮来市不妊治療費助成事業のご案内

潮来市では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び男性不妊治療を受けた方へ、治療費の一部助成を行います。

1. 対象となる治療

体外受精、顕微授精（これらの治療の過程で行う精子を精巣又は精巣上体から採取する手術（男性不妊治療）を含む）

2. 対象者

令和2年4月1日以降に治療が終了した方で、次のすべての要件に該当している方

- （1）法律上の婚姻をしている夫婦
- （2）夫婦のいずれかが潮来市内に引き続き1年以上住所があること
- （3）茨城県不妊治療費助成金の交付決定を受けていること
- （4）市税を完納していること

3. 助成額

不妊治療費助成 1回15万5千円（上限）

※男性不妊治療を行った場合、上記に10万円（上限）を追加します。

※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては5万円（上限）

※茨城県不妊治療費助成金の交付額を差し引いた後の治療費が上記助成額に満たないときはその額となります。

4. 助成回数 ※通算助成回数は、過去に受けた助成（茨城県ほか）を含みます

治療開始時の妻の年齢	40歳未満 通算6回
	43歳未満 通算3回

5. 申請手続き

潮来保健所で茨城県不妊治療費助成事業の交付決定を受けましたら、令和3年3月末までに下記の必要書類を添付のうえ申請してください。

※治療終了が年度末となり、申請がやむを得ず4月にずれ込む場合は、かすみ保健福祉センターへご連絡ください。

6. 必要書類

- （1）潮来市不妊治療費助成金交付申請書
- （2）茨城県不妊治療費補助金交付決定及び額の決定通知書の写し
- （3）茨城県不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- （4）領収書の写し
- （5）印鑑

7. 提出・問合せ先

潮来市かすみ保健福祉センター《ひまわり》

〒311-2490 潮来市島須 777

☎ 0299-64-5240（8:30～17:15）

